

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月9日

【四半期会計期間】 第23期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 チエル株式会社

【英訳名】 CHleru Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川居 睦

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【電話番号】 (03)6712-9721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 若松 洋雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【電話番号】 (03)6712-9721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 若松 洋雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期 第1四半期 連結累計期間	第23期 第1四半期 連結累計期間	第22期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(千円)	212,786	271,236	2,030,388
経常利益又は経常損失()	(千円)	167,220	118,521	61,524
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()	(千円)	110,257	81,993	10,575
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	110,257	81,993	10,575
純資産額	(千円)	1,358,112	1,397,546	1,479,540
総資産額	(千円)	2,233,967	3,023,559	2,408,486
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	(円)	28.63	21.37	2.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	2.72
自己資本比率	(%)	60.8	46.2	61.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第22期第1四半期連結累計期間及び第23期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社は、当第1四半期連結会計期間において、株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの株式を取得し、子会社といたしました。この結果、2019年6月30日現在で、当社グループは、当社、子会社6社、持分法適用会社3社により構成されることとなりました。

また、当第1四半期連結会計期間より、「学校教育ICT事業」の単一セグメントであった従来のセグメント区分を「学習部門」「進路部門」「情報基盤部門」の3区分に変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照下さい。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用・所得の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復が続きました。

現在の学校教育を取り巻く環境においては、新たな「学習指導要領」の実施を2020年度に控え、教育政策「第3期教育振興基本計画」（計画期間2018～2022年度）に基づき、情報活用能力の育成、授業の改善及び教職員の業務改善を実現するためのICT環境の整備が進められるとともに、学校が保有する機微情報への不正アクセスを防止するための情報セキュリティ対策が不可欠となっております。

このような市場動向のもと、当第1四半期連結累計期間の売上高は271,236千円（前年同期比58,449千円増）、営業損失は147,755千円（前年同期は営業損失207,048千円）、持分法による投資利益30,153千円を計上したことにより経常損失は118,521千円（前年同期は経常損失167,220千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は81,993千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失110,257千円）となりました。

なお、当社の業績の特性として、第2四半期及び第4四半期において、売上高及び営業利益が偏重する傾向があります。

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第1四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

学習部門

学習部門においては、高校・大学向けのCALLシステム（ ）「CaLaboEX」及びPC教室授業支援システム「CaLaboLX」並びに小学校向け授業支援システム「InterCLASS」の受注が前年比で増加しました。一方で、小学校向けのデジタル教材が前年同期比で減少した結果、売上高は前年同期並みの122,410千円（前年同期比1.9%減）となりました。

製造原価及び販売管理費は前年同期比で減少し、セグメント損失は36,183千円（前年同期はセグメント損失66,471千円）と前年同期比で改善しました。

進路部門

進路部門に該当する株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの業績は、第2四半期連結会計期間より連結損益計算書に含めて表示いたします。当該2社については、当第1四半期連結累計期間において、貸借対照表のみを連結しており、四半期連結損益計算書に業績は含まれておりません。

情報基盤部門

情報基盤部門においては、全国の教育委員会からの受注が好調であり、フィルタリングソフト「InterSafe」、リカバリソフト「WinKeeper」「WinKeeperTB」、統合ID管理システム「ExtraConsole」、ウイルス対策ソフト「Dr.WEB」等が前年同期比で増加し、売上高は148,826百万円（前年同期比69.1%増）となりました。セグメント利益は6,211千円（前年同期はセグメント損失10,390千円）と前年同期比で改善しました。

- ()CALL(Computer Assisted Language Learning)システム
コンピュータを活用して語学学習を支援するシステムのこと。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産の額は、3,023,559千円（前連結会計年度末は2,408,486千円）となり、615,073千円増加しました。これは主に現金及び預金の増加332,097千円、長期貸付金等投資その他資産の増加418,630千円によるものです。

負債の額は、1,626,012千円（前連結会計年度末は928,945千円）となり、697,067千円増加しました。これは主に、短期借入金の増加253,000千円、退職給付に係る負債の増加281,540千円、役員退職慰労引当金の増加70,149千円によるものです。なお、退職給付に係る負債及び役員退職慰労引当金の増加は、株式会社昭栄広報の貸借対照表を連結したことが主な要因となります。

純資産の額は、1,397,546千円（前連結会計年度末は1,479,540千円）となり、81,993千円減少しました。これは利益剰余金の減少81,993千円によるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は985千円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの株式の取得（子会社化）

当社は、2019年6月13日開催の取締役会において、株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの株式を取得し、いずれも子会社化することについて決議いたしました。また、2019年6月26日付で株式を取得したことにより子会社化しました。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,882,000	3,882,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株でありま す。
計	3,882,000	3,882,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権(2019年6月26日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役4名、当社従業員15名)

新株予約権の数(個)	300個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	828 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2029年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 828 資本組入額 414 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権証券の発行時(2019年7月12日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年6月25日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金828円とする。なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

(a) 経常利益が350百万円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 経常利益が400百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 経常利益が450百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。また、現在採用している会計基準を変更（例えば国際財務報告基準の適用）する等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、
上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新
株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記の表に定める「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日
から上記の表に定める「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
その他新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び条件
上記5 に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年6月30日	-	3,882,000	-	330,126	-	30,126

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 33,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,847,900	38,479	単元株数は100株
単元未満株式	普通株式 1,000	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,882,000	-	-
総株主の議決権	-	38,479	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) チエル株式会社	東京品川区東品川2丁目2 番24号	33,100		33,100	0.85
計		33,100		33,100	0.85

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	687,219	1,019,316
売掛金	663,166	467,452
商品	43,811	46,140
仕掛品	-	3,027
貯蔵品	660	4,681
その他	125,498	174,480
貸倒引当金	15,507	15,798
流動資産合計	1,504,849	1,699,301
固定資産		
有形固定資産	18,262	26,119
無形固定資産		
ソフトウェア	213,681	295,509
のれん	146,595	146,640
その他	171,553	83,813
無形固定資産合計	531,830	525,964
投資その他の資産	353,543	772,174
固定資産合計	903,636	1,324,257
資産合計	2,408,486	3,023,559

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	176,616	53,271
短期借入金	12,204	265,204
未払法人税等	19,871	1,284
前受金	504,650	582,345
賞与引当金	35,620	45,515
その他	85,399	192,070
流動負債合計	834,362	1,139,690
固定負債		
長期借入金	18,856	15,805
退職給付に係る負債	27,066	308,606
役員退職慰労引当金	45,600	115,750
その他	3,060	46,160
固定負債合計	94,582	486,321
負債合計	928,945	1,626,012
純資産の部		
株主資本		
資本金	330,126	330,126
資本剰余金	119,440	119,440
利益剰余金	1,097,653	1,015,659
自己株式	67,678	67,678
株主資本合計	1,479,540	1,397,546
純資産合計	1,479,540	1,397,546
負債純資産合計	2,408,486	3,023,559

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
売上高	212,786	271,236
売上原価	170,773	184,288
売上総利益	42,013	86,948
販売費及び一般管理費	249,061	234,703
営業損失()	207,048	147,755
営業外収益		
受取利息	0	119
受取配当金	50	90
持分法による投資利益	41,561	30,153
その他	4	342
営業外収益合計	41,616	30,706
営業外費用		
支払利息	579	1,170
為替差損	958	-
その他	251	302
営業外費用合計	1,788	1,472
経常損失()	167,220	118,521
特別損失		
事務所移転費用	805	-
特別損失合計	805	-
税金等調整前四半期純損失()	168,025	118,521
法人税等	57,768	36,527
四半期純損失()	110,257	81,993
親会社株主に帰属する四半期純損失()	110,257	81,993

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
四半期純損失()	110,257	81,993
四半期包括利益	110,257	81,993
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	110,257	81,993
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、株式取得により子会社化した株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの2社を連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結損益計算書関係)

売上高及び営業利益の季節的変動

当社は事業の性質上、売上高及び営業利益が第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中する傾向があり、各四半期連結会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	46,941千円	48,700千円
のれんの償却額	4,535千円	4,535千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの株式の取得（子会社化）

当社は、2019年6月13日開催の取締役会において、株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの株式を取得し、いずれも子会社化することについて決議いたしました。また、2019年6月26日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

なお、当社は、株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーを一体として取得しており、また両社は事業の面においても強い関連性を有していることから、以下の項目は両社を合算した金額で記載しております。

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシー
事業の内容 1. 高校生向け進学説明会、ガイダンスの企画運営
2. 各種進学ガイドブックの発行
3. メディア業界の就職斡旋
4. 美容業界の就職斡旋
5. 留学生対象進学相談会

企業結合を行った主な理由

株式会社昭栄広報が保有する高等学校、大学及び専門学校とのチャンネルを通じ、当社製品・サービスを拡販すること及び株式会社昭栄広報と当社の持分法適用関連会社である株式会社ダイヤ書房との間での人材交流及び商材の共有を通じ、業容拡大及び業務効率化を行うためであります。

また、株式会社エーアンドシーが株式会社昭栄広報の株式を39.6%保有する資本構成となっていることから、間接保有分を含め、当社が株式会社昭栄広報の株式を100%保有するためであります。

企業結合日

2019年6月26日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

取得した議決権比率

株式会社昭栄広報 100%（間接保有分 39.6%を含む。）

株式会社エーアンドシー 100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当第1四半期連結累計期間においては貸借対照表のみを連結しており、四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	683百万円
取得原価		683百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
の金額

4百万円

発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったことによるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	学習部門	進路部門	情報基盤部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	124,800		87,985	212,786		212,786
セグメント間の 内部売上高又は振替高						
計	124,800		87,985	212,786		212,786
セグメント利益	66,471		10,390	76,861	130,187	207,048

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	76,861
「その他」の区分の利益	
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	130,187
四半期連結損益計算書の営業利益	207,048

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	学習部門	進路部門	情報基盤部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	122,410		148,826	271,236		271,236
セグメント間の 内部売上高又は振替高						
計	122,410		148,826	271,236		271,236
セグメント利益	36,183		6,211	29,971	117,783	147,755

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	29,971
「その他」の区分の利益	
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	117,783
四半期連結損益計算書の営業利益	147,755

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、当第1四半期連結会計期間より、「学校教育ICT事業」の単一セグメントであった従来のセグメント区分を「学習部門」「進路部門」「情報基盤部門」の3区分に変更しております。「学習部門」及び「情報基盤部門」は、従来の事業について、その製品・サービスの特性を考慮した結果、2つの報告セグメントに変更したものです。「進路部門」は、当第1四半期連結会計期間において当社の連結子会社となった株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの事業の内容が、従来の当社グループの展開する事業と異なる特性を有することから、報告セグメントに追加したものです。

なお、「進路部門」に該当する株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの業績は、第2四半期連結会計期間より報告セグメントに含めて表示いたします。当該2社については、当第1四半期連結累計期間において、貸借対照表のみを連結しており、四半期連結損益計算書に業績は含まれておりません。

また、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

4. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第1四半期連結会計期間において、株式会社昭栄広報及び株式会社エーアンドシーの株式を取得し、連結の範囲に含めたことにより、前連結会計年度の末日に比べ、「進路部門」のセグメント資産が1,301,499千円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	28円63銭	21円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	110,257	81,993
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(千円)	110,257	81,993
普通株式の期中平均株式数(株)	3,851,034	3,836,676
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年 8月 8日

チエル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠田 友彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているチエル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、チエル株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。